

業務用電化システム契約（オールeプラス）

（オプション契約約款）

2024年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）の業務用電力またはオプション契約約款の業務用取引量別契約として電気の供給を受け、次のいずれにも該当する需要（以下「電化システム需要」といいます。）で、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) オプション契約約款の業務用蓄熱調整契約（高圧）または業務用蓄熱調整契約Ⅱ型（高圧）および業務用電化厨房契約または業務用電化厨房契約Ⅱ型の適用を受けること。
- (2) 需要場所における給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなっていただくこと。

2 約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款39（需給契約の変更）または41（需給契約の廃止）により、この約款による契約（以下「この契約」といいます。）を変更または廃止することができます。

- (3) この約款を変更する場合には、当社は、この約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみ

を、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 料 金

各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額から、(1)によって算定された金額（以下「電化システム割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 電化システム割引額

電化システム割引額は、次の算式によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定める電化システム割引上限額を上回る場合の電化システム割引額は、(2)に定める電化システム割引上限額といたします。

$$\text{電化システム割引額} = \text{電化システム割引対象額} \times 5 \text{ パーセント}$$

なお、電化システム割引対象額は、標準約款 14（業務用電力）(5)または業務用取引量別契約 8（料金）によって料金として算定された金額（業務用蓄熱調整契約（高圧）5〔蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い〕(5)または業務用蓄熱調整契約Ⅱ型（高圧）5〔蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い〕(5)に該当する場合は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額を加えた金額といたします。）から、業務用電力または業務用取引量別契約に付帯して適用されるオプション契約約款（この約款を除きます。）によって算定された割引額（業務用蓄熱調整契約（高圧）または業務用蓄熱調整契約Ⅱ型（高圧）の蓄熱割引額については、業務用取引量別契約 8〔料金〕(4)の調整料金が発生する場合は、業務用取引量別契約 9〔その他〕(3)によって算定された金額といたします。）および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額といたします。

(2) 電化システム割引上限額

電化システム割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。

| | |
|---------|----------------|
| 1 契約につき | 220,000 円 00 銭 |
|---------|----------------|

4 そ の 他

- (1) 当社は、電化システム需要であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

- (2) 電化システム割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化システム需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (3) お客さまが、給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (4) 電化システム需要でないことが明らかになった場合は、標準約款 35（違約金）に準じて違約金を申し受けます。ただし、(3)による申出があった場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、標準約款 23（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化システム割引上限額の日割計算は、別表（電化システム割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (6) この約款に定めのない規定については、標準約款、業務用取引量別契約、業務用蓄熱調整契約（高圧）、業務用蓄熱調整契約Ⅱ型（高圧）、業務用電化厨房契約または業務用電化厨房契約Ⅱ型に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この約款は、2024年4月1日から実施いたします。

別 表（電化システム割引上限額の日割計算の基本算式）

- 1 電化システム割引上限額の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の電化システム割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、標準約款 22（料金の算定）(1)に該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- 2 この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の 1 にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

(1) この約款の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の日数といたします。

(2) この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- 3 この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の 1 にいう暦日数は、次のとおりといたします。

(1) この約款の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(2) この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。